

別紙(第2条第2項関係)

開示請求者が本人であることを確認する書類等

請求の区分	本人を確認する書類等	
<p>(1) 本人による 開示請求の場合</p>	<p>ア 窓口に来所して請求(令第6条第1項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されているもの 例 運転免許証, 健康保険の被保険者証, 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード, 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード, 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書 ● その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付されるもの 例 開示請求者の住所又は居所が記載されているもので免許証では電気工事士免状, 無線従事者免許証等, 許可証では猟銃・空気銃所持許可証, 毒物劇物営業許可証等, その他の書類では国民年金手帳, 恩給証書等 ● 上記の書類をやむを得ない理由により提示し, 又は提出することができない場合にあっては, 当該開示請求をする者が本人であることを確認するため本学が適当と認めるもの 例 外国政府が発行する外国旅券, 地方公共団体が交付する療育手帳, 敬老手帳等
	<p>イ 開示請求書を送付して請求(令第6条第2項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● アに掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの ● その者の住民票の写しその他その者がアに掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして本学が適当と認める書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)
<p>(2) 法定代理人による開示請求の場合</p>	<p>ア 窓口に来所して請求</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● (1)のアに掲げる書類のいずれか ● 戸籍謄本その他その資格を証明する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)
	<p>イ 開示請求書を送付して請求</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● (1)のアに掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの ● 戸籍謄本その他その資格を証明する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)

(注意)

- 1 開示請求書を送付して請求する場合又は法定代理人による開示請求の場合には、「本人を確認する書類等」の上段に示す書類に加えて、下段に示す書類が必要となる。
- 2 住民票の写し(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)は、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められない。
- 3 オンラインによる請求手続き等は、オンライン化に必要なシステムの構築が整備された後、実施する予定である。